

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年8月2日付け及び同月6日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和42年11月から平成16年4月までの間、A会社等複数の事業場において、トンネル掘削工事の作業に従事した。
- 2 請求人は、平成29年11月28日、B所在のC医療機関において振動障害と診断され、監督署長に療養補償給付（診療費）及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した振動障害は業務上の事由によるものと認め、支給している。その後、請求人は、同年12月26日、D所在のE医療機関に転医した。
- 3 本件は、請求人が、E医療機関への通院にかかる療養補償給付（移送費）を請求したところ、監督署長は、移送費の支給要件を満たさないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

なお、請求人は、平成30年8月1日、F所在のG医療機関に転医し、監督署長は、その療養補償給付（移送費）について支給している。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月27日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人のE医療機関への通院に係る療養補償給付（移送費）について、これを支給しないとした本件処分が妥当であるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は住居地と同一の市町村内に振動障害について理解し診療をすることができる労災指定医療機関がないと判断して、Dに所在するE医療機関に通院した旨主張するので、以下検討する。

(2) 請求人のE医療機関における治療内容について見ると、H医師の平成30年10月31日付け意見書及び診療費請求内訳書により、理学療法（温熱治療などの物理療法）と薬物療法（鎮痛剤、外用剤）であることが認められる。これらの治療は特定の医療機関のみが行える治療でなく、整形外科を標榜する労災指定医療機関でおおむね行うことができる治療である。その後、平成30年8月に転医したG医療機関においても、同様の治療が行われていることが認められる。

そこで、請求人の住居地であるF市区町村内において、理学療法及び薬物療法を行うことができる整形外科を標榜する労災指定医療機関を調べると、複数の医療機関が存在することが認められる。

(3) 以上のとおり、請求人は、住居地であるFに診療に適した労災指定医療機関があるにもかかわらず、住居地に隣接する市町村を超えて、D所在のE医療機関に通院したものであり、本件に係る療養補償給付（移送費）の請求については、移送費通達で示された支給要件を満たしていないことは決定書に説示のとおりである。

(4) なお、請求人は、F市区町村内に振動障害のリハビリテーションができる医療機関を探したが受け入れてもらえる医療機関がなかったと主張しているが、

これを裏付けるに足りる客観的で信ぴょう性のある資料等もないことから、これを採用することはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月24日